平成30年度　事業計画

【あさがおのミッション】

ノーマライゼーション社会の実現

【基本方針】

大津（本部、大津市権利擁護サポートセンター、大津市障害者虐待防止センター）を中心に活動する中、ミッション実現のため、次の項目を目指します。

1．本人の思い（意思）を大切に活動します。

2．本人や関係者の権利擁護支援の身近な拠り所となるよう努めます。

3．職員一人ひとりのより質の高い支援を目指します。

【重点項目】

1．本人の思い（意思）を大切にする権利擁護支援に取り組みます。

権利擁護に関する相談や虐待対応、法人後見の活動で、本人の思い（意思）を大切にします。また、本人を中心に関係機関との“チームワーク”の強化を図り、権利擁護支援の輪を作り、広めます。

2．国の成年後見制度利用促進基本計画を見据え権利擁護支援に取り組みます。

権利擁護支援団体として、受任調整会議（※1）の開催、親族の成年後見人等の支援、専門職（※2）や市との地域連携ネットワークの構築、大津での新たな法人後見の仕組み作り等、成年後見制度の利用促進では実現に向け積極的に取り組み、権利擁護支援を進めます。

また、法人後見の受任件数を増やし、成年後見の利用ニーズに応えます。

※1　誰が成年後見人等となるかを調整する会議

※2　弁護士、司法書士、社会福祉士等

3．職員一人ひとりの対人援助技術の向上を図ります。

より専門的な機関としての役割を果たし、対人援助技術を向上させるため、職員研修やOJT（※3）、Off-JT（※4）等（以下「職員研修等」という。）を進めるとともに、職員は積極的に自己研鑽に励み、互いに刺激し合います。また、職員は今年度の目標を持ち、職員研修等を通じてその達成を目指し、年度末には達成状況を振り返ります。

※3　職場にて、職員が実際の業務を行う中で、上司や先輩の指導・アドバイスを受けながら必要な知識や技能を身につけていく方法

※4　職場以外の場で、職員が職務に関連した専門的な知識、技能を身に着ける方法

【事業計画】

1．保健・福祉・医療に関する総合相談事業

（1）本部

滋賀県より受託している滋賀県高齢者権利擁護支援センター事業は、昨年度に引き続き、県内の地域包括支援センター、各市町の保健福祉担当課、介護保険事業所等の職員を対象とし、高齢者虐待･成年後見に関わる在宅・入所ケースについて専門的・技術的助言を行い、権利擁護の体制整備を図ります。

（2）大津市権利擁護サポートセンター

市民をはじめ、行政や保健福祉の関係機関等からの高齢者や障害者等の権利擁護・成年後見制度に係る専門的な対応を求められる相談に対して、必要に応じて関係機関と連携し、問題の解決に努めます。

2．権利擁護、成年後見に関する事務の提供

法人後見事業

本部

成年後見の利用促進の動向や日本財団助成事業(後述)の検討状況を踏まえつつ、また、専門職等と連携する中で、法人後見であさがおに求められる役割を果たしていきます。

また、新たに 3 名の後見活動員を雇用し後見受任体制を充実させ、成年後見の利用ニーズに応えます。

3．権利擁護、成年後見制度に関する研修事業

本部

滋賀県高齢者権利擁護支援センター事業にて地域包括支援センター職員、市町職員を対象とした高齢者虐待に関する研修を開催し、専門職の資質向上を図ります。

4．権利擁護、成年後見制度に関する普及・啓発事業

（1）本部

滋賀県高齢者権利擁護支援センター事業にて、県民、民生委員児童委員、保健福祉関係職員を対象とした高齢者虐待防止セミナーを開催し、高齢者虐待防止についての意識向上を図ります。

（2）大津市権利擁護サポートセンター

市民や民生委員児童委員、障害者相談支援事業所、介護・福祉サービス事業所等職員を対象とした講座等を行い、地域における権利擁護の普及、啓発を行っていきます。また、地域包括支援センター等行政職員や介護・福祉サービス事業所等職員を対象に、権利擁護支援に関する助言等を行い、支援の質の向上にも努めます。

（3）機関誌あさがお通信の発行

年 4 回発行し、会員中心に配布を行います。今年度は、毎号、作成担当者を変えて作成します。

（4）視察・実習受入れ、講演等

県内外の団体や機関の視察や実習の受入れ、また講演・研修等への講師派遣を行っていきます。

5．その他の権利擁護事業等（権利擁護・成年後見に関する関連事業）

（1）大津市障害者虐待防止センターの運営

大津市から委託された次の障害者虐待防止センター等業務を行います。虐待通報があった場合の早急な対応を行うことと合わせ、虐待防止の研修会の開催やハイリスク事案の相談対応を通じて、虐待の未然防止に力を入れて取り組みます。

① 障害者虐待に関する通報・届出の受理
② 障害者虐待防止や虐待を受けた障害者保護のための相談、指導及び助言
③ 障害者虐待防止等及び養護者支援等に関する広報・啓発、研修会の開催

（2）大津市権利擁護サポートセンター

「成年後見制度利用促進基本計画」の方針を踏まえて、権利擁護支援に関する「中核機関の設置・運営」と「地域連携ネットワークの整備」の推進を大津市に働きかけていきます。また、権利擁護養成研修、親族後見人サポート等を実施します。

さらに、おおつネット懇の事務局として、受任者調整会議（成年後見人等を受任する者を調整する会議）、なんでも相談会、事例検討会等でも活動します。

（3）大津市高齢者虐待対応指導事業

大津市の高齢者虐待対応会議に委員を派遣し、市職員に対して被虐待者、虐待者への対応方法、虐待対応へのアドバイスを行います。また、市及び地域包括支援センター職員を対象に虐待対応研修会を開催し、虐待対応の質の向上を図ります。

新 （4）日本財団助成金事業

「成年後見制度を必要とする障害者のための法人後見事業」と題する事業が日本財団の助成金事業で採択されました。

検討委員会の開催、研修会の開催、手引き書作成等を行い、大津市内における障害者のための法人後見の利用を進めます。

（5）ネットワーク構築等支援事業

滋賀県高齢者権利擁護支援センター事業にて、県内の権利擁護に関する地域連携ネットワークづくりを促進するため、市町及び各支援機関による意見交換の場を作り、ネットワークづくりを進めます。

（6）滋賀ネットワーク懇談会（ネット懇しが）

滋賀県高齢者権利擁護支援センター事業の中の１つとして、ネット懇しがの事務局を担い、県内の権利擁護・成年後見に関わる専門職、社会福祉協議会、権利擁護支援団体等が、滋賀県エリアでの権利擁護に関するネットワーク体制の整備に向け協議を定期的に開催し、情報を共有し合うとともに権利擁護に関する活動を協働していきます。

（7）全国権利擁護支援ネットワーク活動

運営委員会に参加するとともに、実践交流会、法人後見従事者研修等の運営に関わります。

（8）各種協議会等への委員派遣

① 滋賀県虐待防止推進連絡会議
② 滋賀県認知症対策推進会議
③ 滋賀県運営適正化委員会
④ 大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
⑤ 大津市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進プロジェクトチーム会議
⑥ 大津市認知症・高齢者虐待防止地域支援推進会議
⑦ 大津市自殺対策連絡協議会
⑧ 大津市地域包括支援センター社会福祉士会議
⑨ 大津市社会福祉協議会第三者委員
⑩ 権利擁護センターネットワーク会議
⑪ 家庭裁判所との連絡会
⑫ 全国権利擁護支援ネットワーク運営委員会

6．法人運営事業

（1）認定 NPO 法人の“認定”更新

認定特定非営利活動法人としての“認定”の有効期間が平成 31 年 1 月 14 日までのため、“認定”の更新を目指します。

（2）「あさがおスピリッツ」の実現（※）

若手職員が中心となって作成した「あさがおスピリッツ」を日々の活動に活かされるように励みます。

※ 職員があさがおでの活動を進めていく上で、拠り所となる指針。

（3）マスコット・キャラクターの活用

あさがおマスコット・キャラクターを作成し、あさがおの普及、権利擁護の啓発等を進めます。

（4）会議等の開催

① 総会（年 1 回）
② 理事会（年 7 回）
③ 職員会議（年 12 回）
④ 相談員会議（年 24 回）
⑤ 事務局会議（年 12 回）
⑥ 法人後見担当者会議（年 12 回）
⑦ 理事長・管理職会議（年 12 回）
⑧ 管理職会議（年 12 回）
⑨ 弁護士相談（年 12 回）

（５）支援者の拡大

あさがおの活動やあさがお通信、パンフレット等を通じて、あさがお支援者（正会員、賛助会員、寄付者）の拡大を目指します。賛助会員と寄付を頂く方と併せて 100 名超を目指します。

（６）研修、広報、福利厚生で職員チームを編成

研修、広報、福利厚生に関し、職員 4～5 名が１つのチームを作り、企画立案、実施します。

研修チームは、研修の種別、内容、形式等について検討していきます。

広報チームは、あさがおをより多くの人に知ってもらう（また、あさがおを知ってもらうことで権利擁護を知ってもらう）ために有用な広報（対象、広報方法等）について検討していきます。

福利厚生チームは、職員自身で企画立案、実施している福利厚生について、さらにアウトソーシング出来るところについても検討し、より充実した福利厚生を目指します。

いずれのチームも少人数ゆえ、積極的に意見が出る会合となり、よく検討された企画が実現することが期待出来ます。

（７）経費削減

これまでも光熱水費の節約等に努めてきましたが、職員一同、より一層の経費削減を目指します。具体的には、事務用品のより安価なものの購入、コピー用紙の裏面使用の徹底、自分たちで出来ることは自分たちでする（名刺の自己作成等）等に取り組みます。